建設廃棄物処理計画書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（宛先）小牧市長

　　　　　　　　　　　　　　　請負者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 建設廃棄物の種類 | ＜別表１＞ | ＜別表１＞ |
| 発生量 | ｔ | ｔ |
| 現場内利用量 | ｔ | ｔ |
| 売却量 | ｔ | ｔ |
| 現場外搬出量 | ｔ | ｔ |
| 収集･運搬業者 |  |  |
| 処分方法 | ＜別表２＞ | ＜別表２＞ |
| 中間処理 | 中間処理量 | ｔ | ｔ |
| 中間処理業者 |  |  |
| 所在地 |  |  |
| 最終処分 | 最終処分量 | ｔ | ｔ |
| 最終処分業者 |  |  |
| 所在地 |  |  |

　　　　　　　　　　　　＜別表１＞　　　　　　　　　　　　　　＜別表２＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建設廃棄物の種類 | 備　　　　　考 | 処分方法 |
| ①コンクリート塊②アスファルト塊③建設発生木材④紙くず⑤繊維くず⑥建設泥土⑦廃プラスチック類⑧金属くず⑨ガラス・陶磁器くず⑩その他産業廃棄物⑪建設混合廃棄物（種類別に按分が困難な場合のみ使用）⑫一般廃棄物⑬アスベスト | コンクリートの破片、CBがれき類アスファルトコンクリートの破片工作物の新築・改築・除去に伴うもの工作物の新築・改築・除去に伴うもの工作物の新築・改築・除去に伴うもの（畳・ウェス等）廃棄物処理法で｢汚泥｣に相当するもの廃合成樹脂建材・廃発砲スチロール（梱包材等）鉄骨鉄筋くず・廃缶類ガラスくず・タイル衛生陶磁器くず廃油等安定型産業廃棄物（がれき類・廃プラスチック類金属くず等）と管理型産業廃棄物（木くず・紙くず等）の混ざったもの厨芥類特別管理産業廃棄物 | 中間処理 | ①脱水②乾燥③焼却④破砕⑤選別⑥その他 |
| 最終処分 | ⑦埋立⑧その他 |
| ⑥・⑧のその他は、具体的に記載すること｡ |

記載事項注意　・　建設廃棄物の種類は＜別表１＞から、処分方法は＜別表２＞から選択。

　　　　　　　・　中間処理は再資源化施設を含む。

※　建設廃棄物の（重量／容積）換算は、表紙裏の別表３等を参考にすること。

　　　　＜別表３＞

|  |
| --- |
| 建設廃棄物（重量／容積）換算表 |
| 建設廃棄物の種類 | 換算係数（t／㎥） |
| ①　コンクリート塊②　アスファルト塊③　建設発生木材④　建設泥土⑤　廃プラスチック類⑥　金属くず⑦　ガラス・陶磁器くず⑧　建設混合廃棄物 | ～２．３５～２．３５０．４～０．７１．２～１．６０．１～０．３１．４～２．０１．５０．３１ |

添付書類

* 収集運搬、処理業者の許可証の写し

（処理施設の場所が確認できるもの）

* 廃棄物処理委託契約書の写し

（請負者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの）

* 中間処理施設、最終処分場等の写真
* 中間処理施設、最終処分場等までの運搬ルート図

＜参考＞　重量換算係数（t／㎥）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 荷積み状態での換算値 | 実体積による換算値 |
| 建廃ガイドライン値※注１ | 参考値（t／㎥） | 参考値（t／㎥） |
| 建設汚泥 | １．２～１．６ | １．４ | １．４ |
| コンクリート塊 | （建設廃材　１．６から１．８） | １．８　※注２ | ２．３５（無筋） |
| アスファルト塊 | １．８　※注２ | ２．３５ |
| 建設発生木材 | ０．４～０．７ | ０．５ |  |
| 建設混合廃棄物 | 新築 | － | ０．３１　※注３ |
| 木造解体 | － | ０．８１６ |

1. 『｢建設廃棄物処理ガイドライン｣厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値
2. これは運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。
3. 建設混合廃棄物の新築は(社)建設業協会の調査結果（H2.9.30）、木造解体は｢関東木造建設解体業連絡協議会｣の調査結果（H3.3.4）による。